

照会先【①②③の個別照会は農政課へ照会】、【④の個別照会又は①から④全ての照会先は農業委員会事務局へ照会】

記入例

FAX 0299-48-1199 TEL 0299-48-1111(代表)

○小美玉市農政課 あて (①②は内線1156 ③は内線1162・1163) E-mail nosei@city.omitama.lg.jp

○小美玉市農業委員会事務局 あて (④は内線1502、1503) E-mail nogyo@city.omitama.lg.jp

R7.6.1改訂版

小美玉市農林用地区分等照会書

注)裏面の注意事項を確認してください

依頼日 ○○○○年 ○月 ○○日

照会者	法人名	○×△株式会社			回答希望項目(レ点)	
	担当者名	営業部 小美玉 太郎	TEL	○○○-○○○-○○○○	① 農用地区域	レ
	FAX	○○○-○○○-○○○○	E-mail	○○○@○○○.jp	② 地域計画登録	レ
	回答方法 (FAX・Email・郵送 ^注)を希望		用途(予定)	太陽光・資材置場・自己用住宅・その他()	③ 5条森林登録	レ
					④ 農地区分	レ

所在地番（照会先）	面積(㎡)	地目	農政課所管			農業委員会事務局所管	備考欄	
			① 農用地区域	② 地域計画位置付け	③ 5条森林登録	④ 農地区分		
1 小美玉市 堅倉 字 宿 835	1,000	畑	内 ・ 外	有 ・ 無	有 ・ 無	1 2 3		
2 小美玉市 小川 字 大塚 4－11	2,000	田	内 ・	小美玉市からの 回答欄				
3 小美玉市 上玉里 字 宮内 1122－1	3,000	畑	内 ・					
4 小美玉市			内 ・					
5 小美玉市			内 ・ 外					有 ・ 無
6 小美玉市			内 ・ 外	有 ・ 無	有 ・ 無	1 2 3		
7 小美玉市			内 ・ 外	有 ・ 無	有 ・ 無	1 2 3		
8 小美玉市			内 ・ 外	有 ・ 無	有 ・ 無	1 2 3		
9 小美玉市			内 ・ 外	有 ・ 無	有 ・ 無	1 2 3		
10 小美玉市			内 ・ 外	有 ・ 無	有 ・ 無	1 2 3		

小美玉市からの
回答欄

注意事項 必ずお読みください

※ 必ず、所在・面積・地目を正確に記載してください。記入内容に漏れや一致しない際には回答できない場合があります。

※ 「回答方法」と「用途」欄については○印、「回答希望項目」欄には希望する回答にレ点をそれぞれ印をつけてください。

記入がない場合は、回答できない場合があります。

基本的に①農用地区域・②地域計画登録・③5条森林登録の有無については市農政課、④農地区分は市農業委員会事務局が担当窓口となります。

(なお、照会内容で「埋蔵文化財」は市生涯学習課生涯学習センターコスモス、「土地改良区域」は土地改良事務所でそれぞれ確認してください。)

※ 回答までには概ね2週間程度を目安としていますが、現地確認が必要な場合は、さらに時間を要することがあります。

※ あくまで回答希望項目にある照会に対する回答であり、許可見込みの回答ではありません。

※ 回答する区分判断は照会時点での判断となります。制度改正や周辺農地の利活用状況によって変わることがありますので、確定することを保障するものではありません。転用等の具体的な準備を始める段階での申請相談の際には、必ず区分判断の確認を改めてお願いします。

※ 区分の照会は1回につき概ね10筆を上限とします。上限を超える場合は、回答を受けてから次の照会をしてください。

同一事業者で別の担当者の照会の回答を受けていない状態で照会をした場合は、本照会の回答は受けられません。

同一事業者で担当者が違う場合でも、別の担当者の照会の回答を受けてから照会するよう調整をお願いします。

※ 回答区分 ①農用地区域が「内」、②地域計画登録が「有」のいずれかに該当した場合には除外申請が必要です。【年2回(5/10、10/31)申請締切日】

③5条森林登録が「有」で該当した場合、立木伐採や取得等には森林法に基づく届出が必要です。

④農地区分が「1・2・3」のいずれかに該当した場合、農地法に基づく農地区分に応じて転用許可基準が異なります。

⑨ 回答を郵送で希望される場合は、切手を貼付してから返信用封筒を同封又は持参してください。